

公立大学法人宮崎公立大学学長選考会議規程

平成19年4月1日

規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）に関し、公立大学法人宮崎公立大学定款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長の選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の解任に関する事項
- (4) その他選考会議に関し必要な事項

(任期)

第3条 選考会議を構成する委員（以下「委員」という。）の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員)

第4条 委員が経営審議会委員又は教育研究審議会委員でなくなった場合は、委員としての身分を失う。

- 2 委員が学長候補者となった場合は、委員としての身分を失う。
- 3 前2項の規定により委員に欠員が生じた場合は、欠員となった委員を選出した組織においてあらかじめ指名する者から充てるものとする。

(議長)

第5条 選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(招集及び議事)

第6条 選考会議は、議長が招集し開催する。

- 2 議長は、委員の過半数からの要求があったときは、選考会議を開催しなければならない。
- 3 議長は、必要に応じて、選考会議の同意を得て委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 選考会議の議事は、議長を含む出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の規定にかかわらず、学長解任の決定に関する議事は、出席したすべての委員の同意によらなければ議決できない。

(庶務)

第7条 選考会議の庶務は、企画総務課において行う。

(改正)

第8条 この規程を改正するときは、選考会議の議を経なければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、初回の選考会議は理事長が招集し、議長選考終了まで企画総務課長が進行する。